

## 別表四 「所得の金額の計算に関する明細書」

### ○ 各欄の記載要領（追加分）

平成 23 年 3 月 11 日以後に終了する事業年度分の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「差引計 41」	<p>震災特例法第 15 条第 6 項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額を「総額①」及び「社外流出③」の各欄の上段に外書として記載します。</p> <p>この場合において、「所得金額又は欠損金額 44」の欄の記載に当たっては、その外書きした金額を加算して計算します。</p>	